

## (5) 課税標準の特例の適用状況

(単位:件,千円)

区分		法第73条の14第1項(第2項を含み,法附則第11条第10項及び第14項に該当するものを除く)に該当するもの(1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの(既存住宅控除特例)		法第73条の14第6項に該当するもの(収用控除特例)		法第73条の14第7項に該当するもの(市街地再開発事業)	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	6,526	47,875,611			27	119,211	-	-
	承継分	-	-	2,120	9,207,931	1	77	-	-
	小計	6,526	47,875,611	2,120	9,207,931	28	119,288	-	-
土地						18	127,472	-	-
計		6,526	47,875,611	2,120	9,207,931	46	246,760	-	-

区分		法第73条の14第8項第1号に該当するもの(土地区画整理法)		法附則第11条第1項に該当するもの(農用地利用集積計画)		法附則第11条第5項に該当するもの(投資法人)		法附則第11条第9項に該当するもの(周産記医療施設)	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	1	5,406			-	-	1	75,321
	承継分	-	-			1	272,567	-	-
	小計	1	5,406			1	272,567	1	75,321
土地		-	-	565	80,425	1	53,596	-	-
計		1	5,406	565	80,425	2	326,163	1	75,321

区分		法附則第11条第10項に該当するもの(認定長期優良住宅)		法附則第11条第12項に該当するもの(農林漁業経営近代化・合理化)		法附則第11条の5第1項に該当するもの(宅地評価土地)		廃止後もなおその効力を有する課税標準の特例の規定に該当するもの	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	1,404	15,854,750	1	5,195			4	245,499
	承継分	-	-	-	-			-	-
	小計	1,404	15,854,750	1	5,195			4	245,499
土地						22,285	94,623,712	-	-
計		1,404	15,854,750	1	5,195	22,285	94,623,712	4	245,499

区分		その他課税標準の特例の規定に該当するもの		合計	
		件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	909	11,532,026	8,873	75,713,019
	承継分	305	1,093,920	2,427	10,574,495
	小計	1,214	12,625,946	11,300	86,287,514
土地		1,267	3,310,240	24,136	98,195,445
計		2,481	15,936,186	35,436	184,482,959